

改正

平成26年3月24日条例第1号

平成29年12月26日条例第19号

令和元年9月20日条例第20号

小矢部市行政財産の使用料に関する条例

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用（以下「行政財産の目的外使用」という。）に係る使用料については、法令又は他の条例に別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(使用料の徴収)

第2条 市長は、行政財産の目的外使用につき、その使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）から使用料を徴収するものとする。

(使用料の額)

第3条 使用料の額は、別表に定める額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により非課税とされるもの以外のものにあつては、別表に定める額に100分の110を乗じて得た額）とする。

2 前項の規定にかかわらず、電柱、支線、広告物その他これらに類するもので前項の規定により使用料の額を算出することが適当でないと市長が認めるものに係る使用料は、小矢部市道路占用料条例（昭和38年小矢部市条例第48号）第2条及び別表の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「占用料」とあるのは「使用料」と、別表中「占用物件」とあるのは「設置物件」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、自動販売機の設置に係る使用料は、自動販売機1台につき売上額の100分の10以上として、市長が認める割合を乗じて得た金額とする。

(使用料の徴収方法)

第4条 使用料は、市長が発行する納入通知書により、その指定する期日までに納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 年額をもって定める使用料で使用期間に1年に満たない端数を生じたときは、月割により、月額をもって定める使用料で使用期間に1月に満たない端数を生じたときは、日割により計算した額を徴収するものとする。

(端数計算)

第5条 第3条又は前条の規定により算出した使用料に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(使用料の減免)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他公共団体が公用又は公共用に供するとき。
- (2) 公共的団体がその事務又は事業の用に供するとき。
- (3) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急施設の用に供するとき。
- (4) 行政財産を利用する者の福利厚生のため当該行政財産の一部を食堂、売店等の用に供するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該行政財産を使用させることが市の事務、事業等の遂行上特に必要があると認めるとき。

(使用料の還付)

第7条 既に納められた使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 市長が、当該行政財産を公用又は公共用に供するため、その使用の許可を取り消したとき。
- (2) 使用者の責めに帰することのできない事由により、当該行政財産を使用できなくなったとき。
- (3) 使用者の申出により、当該行政財産の使用の許可を取り消したとき。

(細則)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに使用の許可を受けた者に係る使用料の額は、当該許可の期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。

附 則 (平成26年3月24日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の小矢部市行政財産の使用料に関する条例(以下「改正後条例」という。)の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、改正後条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成29年12月26日条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の小矢部市行政財産の使用料に関する条例第3条第3項の規定による自動販売機の設置に係る使用の許可に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、同項の規定の例により行うことができる。

附 則 (令和元年9月20日条例第20号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。〔後略〕

(経過措置)

2 この条例(第1条、第2条、第9条、第15条、第16条、第18条、第23条及び第25条から第27条までの規定を除く。)による改正後のそれぞれの条例(以下「改正後のそれぞれの条例」という。)の施行の際現に使用の承認若しくは許可若しくは使用等の許可若しくは占有の許可又は利用の承認(以下「使用承認等」という。)を受けている者の当該使用承認等に係る使用料、産出物採取料、占有料又は利用料金の額については、改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表 (第3条関係)

(単位 円)

行政財産の種類	使用料算定方法		
	年額	月額	日額
土地	$(\text{当該土地の価格} \times \text{使用許可面積}) / \text{当該土地の面積} \times (5 / 100)$	年額 $\times (1 / 12)$	月額 $\times (1 / 30)$
建物	$(\text{当該建物の価格} \times \text{使用許可面積})$	年額 $\times (1 / 12)$	月額 $\times (1 / 30)$

	$\text{積} \div \text{当該建物の延べ面積} \times (7 \div 100) + ((\text{当該土地の価格} \times \text{当該建物の建て面積}) \div \text{当該土地の面積}) \times (\text{当該建物の使用許可面積} \div \text{当該建物の延べ面積}) \times (5 \div 100)$		
--	---	--	--

備考

- 1 この表において、土地及び建物の価格とは、時価をいう。
- 2 面積は、平方メートルを単位とする。